

衆議院議員総選挙 最高裁判所裁判官国民審査

11月9日(日)
投票日!!

投票日 11月9日(日)
時間 午前7時～午後8時
場所 第1投票区 笠松小学校講堂
第2投票区 松枝公民館
第3投票区 総合会館



投票できるかた

昭和58年11月10日以前に生まれたかたで、平成15年7月27日以前に笠松町で住民基本台帳(住民票)が作成され、町の選挙人名簿に登録されているかた

転入されたかたは前住所地で

平成15年7月28日以後に町外から転入の届出をしたかたは、投票日に笠松町で投票することができますが、前住所地の選挙人名簿に登録されていれば、前住所地で投票することができます。なお、選挙人名簿に登録されているかどうかは、前住所地の選挙管理委員会へおたずねください。

不在者投票

投票日に「仕事中」、「投票区の区域外に旅行中」などの理由で投票できないかたは、次の要領で不在者投票ができます。

【期間】10月28日(火)～11月8日(土)

最高裁判所裁判官国民審査の不在者投票は11月2日(日)からです。

【時間】午前8時30分～午後8時

【場所】役場 1階ロビー

【方法】宣誓書に書かれている不在者投票の事由を選択し、住所、氏名、生年月日を記入します。印鑑は不要です。

開票

【月日】11月9日(日)

【時間】午後9時～

【場所】中央公民館 3階大ホール

投票所入場券

10月28日(火)発送

入場券が届かない場合は、町選挙管理委員会(☎388・1111 内線224・225)へおたずねください。また、入場券をなくされたときは、投票日に投票所で係員に申し出てください。



笠松町選挙管理委員会・笠松町明るい選挙推進協議会